

## 監査結果に基づき講じた措置について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査の結果（令和7年12月24日付け公表）に係る措置状況の通知がありましたので、同上14条の規定により公表する。

令和8年3月24日

尾花沢市監査委員 丹川 弘 行  
尾花沢市監査委員 小 関 英 子

### 1.（監査の種類）

課名等	監 査 の 結 果	措 置 状 況
株式会社尾花沢市ふるさと振興公社  令和8年2月27日 措置報告  所管：商工観光課	1. 徳良湖周辺施設等、徳良湖温泉「花笠の湯」、花笠高原施設の3件に共通して、指定管理仕様書に明記されている開館時間及び休館日が現状と乖離している。また、乖離するに至った経緯が文書として残されていない。  2. 徳良湖周辺施設等、徳良湖温泉「花笠の湯」、花笠高原施設の3件に共通して、指定管理使用書及び基本協定に明記されている管理計画書、事業報告書の作成及び提出について、受託者側の正式な発出文書がない状態で市商工観光課担当者へメールにて送付されている。  3. 徳良湖周辺施設等、花笠高原施設の2件に共通して、指定管理仕様書に明記されている防災、防犯等の危機管理対策マニュアルが作成されていない。  4. 市が積算した部門ごとの指定管理料の設計と受託者側の部門ごとの配分が異なるため、指定管理料に対する支出が特定できず、指定管理料の額が妥当であるか判断できない。  その他 1. 基幹集落センター及び徳良湖自然研修センター入口に設置してある案内看板が劣化しているため、適切に対応されたい。	市及びふるさと振興公社にて調整し、整合性が取れるよう文書を作成します。  各指定管理について、管理計画、事業報告書の作成及び提出は発出文章添付の上、メール又は書面にて記録に残すようにいたします。  危機管理対策マニュアルを直ちに作成してもらい、従業員にも周知してもらいます。  指定管理者と十分協議し、概ね配分どおりになるよう改め、指定管理料の明確化に努めます。  改善に努めます。